

特例年金給付等の受給権を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、年三・五パー セント（当該一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パー セント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四・八パー セント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パー セント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パー セント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年三・二パー セント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年一・八パー セント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・九パー セント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二・六パー セント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・八パー セント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・九パー セント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年二・四パー セント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年二・八パー セント、同年四月から令和二年三月までの期間については年三・一パー セント、同年四月から令和五年三月までの期間については年一・七パー セント、同年四月から令和七年三月までの期間については年一・六パー セント、同年四月から令和八年三月までの期間については年一・七パー セント、同年四月から令和九年三月までの期間については年二・八パー セント、同年四月から令和十一年三月までの期間については年一・一パー セント、同年四月から令和十二年三月までの期間については年一・一パー セント）の利率で複利計算の方法によるものとする。

3 第一項に規定する者の遺族が施行日以後において遺族特例年金給付の受給権を有することとなつたときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職特例年金給付等又は平成八年改定法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成八

年改正法附則第十五条第一項第一号及び第三号に掲げる者に同項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法によるものを除く。）の受給権を有していた場合には、支給する支給額等に相当する金額（前条若しくは第十二項又は改正前国共済法附則第十二条の規定による改正前の國共済改定法附則第六十二条第一項に規定する支給額等に相当する金額（前条若しくは第十二項若しくは第三項若しくは昭和六年国共済改正法附則第六十二条第三項の規定により規定により既に返還された金額がある場合には、当該相当する金額から当該返還された金額を控除した金額（第三条若しくは第一項又は改正前国共済法第十四条第一項若しくは第二項、昭和六年国共済改定法附則第六十三条第一項若しくは同条第二項において準用する昭和六年国共済改定法附則第六十二条第三項の規定により規定により既に返還された金額がある場合には、当該相当する金額から当該返還された金額を控除した金額とする。以下この項において「要返還支給額」という。）を、当該遺族特例年金給付の受給権を有することとなつた日の属する月の翌月から一年（当該遺族特例年金給付の額の二分の一に相当する額が当該要返還支給額に満たない場合は、一年に財務省令で定める期間を加えた期間）以内に、一時に又は分割して、当該第一項に規定する者が施行日前に最後に所属していた旧適用法人共済組合に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならない。

4 第二項の規定は、前項に規定する利子について準用する。

5 第一項又は第三項の規定による返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかるわらず、これらの規定による返還は要しないものとする。

6 第一項、第二項及び前項の規定は、改正前国共済法附則第十二条の十二第一項各号に掲げる

7 第三項から第五項までの規定は、第一項又は

前項に規定する者の遺族が施行日以後において

被保険者期間とみなされた組合員期間を計

算の基礎とする厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）による老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権を有することとなつた場合（第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。

8 存続組合又は指定基金は、前二項の規定の適

用を受けることとなつた者に対する厚生年金保

険法による年金たる保険給付の支給状況につ

き、厚生労働大臣に対し、必要な資料の提供を

求めることができる。

（施行日以後において退職特例年金給付等の受

給権を有することとなる者等に係る一時恩給等

の返還に関する経過措置）

第五条 改正前国共済施行法第十四条第一項に規

定する者が、施行日以後において退職特例年金

給付等（障害特例年金給付以外の給付にあつて

は、その額の計算の基礎となる旧適用法人施

行日前期間が二十年以上であるもの又は特例受給

資格を有する者に係るものに限る。以下この条

において同じ。）の受給権を有することとなつ

たときは、平成二十四年一元化法附則第三十七

条第一項の規定によりなおその効力を有するも

のとされた平成二十四年一元化法附則第九十七

条の規定による改正前の国家公務員共済組合法

の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律

第二百二十九号。以下「平成二十四年一元化法改

正前施行法」という。）第十四条第一項に規定

する支給額を、当該退職特例年金給付等の受給

権を有することとなつた日の属する月の翌月か

ら一年（当該退職特例年金給付等の額の二分の

一に相当する額が当該要返還支給額に満たない

場合は、一年に財務省令で定める期間を加えた

期間）以内に、一時に又は分割して、当該退職

特例年金給付等の受給権を有する者が施行日前

に最後に所属していた旧適用法人共済組合に係

る存続組合又は指定基金に返還しなければなら

ない。

2 前条第一項及び第二項の規定は、旧法等（改

正前国共済施行法第二条第二号の二に規定する

旧法等をいう。第四項において同じ。）の規定

による退職一時金を受けた更新組合員等（平成

二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成

二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改

正規定を除く。）による改正前の昭和六十年国

共済改正法（以下「平成二十四年一元化法改正

前昭和六十年改正法」という。）附則第十六条

第七項に規定する更新組合員等をいう。以下同

じ。）が施行日以後において退職特例年金給付

等の受給権を有することとなつた場合について準用する。

3 第一項に規定する者の遺族が施行日以後にお

いて遺族特例年金給付の受給権を有することとな

つたときは、同項に規定する者が支給を受けた

同項に規定する一時金の額に利子に相当する

額を加えた額（同項に規定する者が退職特例年

金給付等又は平成八年改定法附則第十六条第三

項の規定により厚生年金保険の実施者たる政

府が支給するものとされた年金たる給付（平成八

年改正法附則第十六条第三号に掲げる改

正規定を除く。）による改正前の昭和六十年国

共済改正法（以下「平成二十四年一元化法改正

前昭和六十年改正法」という。）附則第十六条

第七項に規定する更新組合員等をいう。以下同

じ。）が施行日以後において退職特例年金給付

等の受給権を有することとなつた場合について準用する。

4 第一項第五項の規定は、第一項の規定、第二項

において準用する同条第一項の規定、第三項の

規定又は第四項において準用する同条第三項の

規定による返還すべき金額が千円未満である場

合について準用する。

5 第一項に規定する者の遺族が施行日以後にお

いて遺族特例年金給付の受給権を有することとな

つたときは、同項に規定する者が支給を受けた

同項に規定する一時金の額に利子に相当する

額を加えた額（同項に規定する者が退職特例年

金給付等又は平成八年改定法附則第十六条第三

項の規定により厚生年金保険の実施者たる政

府が支給するものとされた年金たる給付（平成八

年改正法附則第十六条第三号に掲げる改

正規定を除く。）による改正前の昭和六十年国

共済改正法（以下「平成二十四年一元化法改正

前昭和六十年改正法」という。）附則第十六条

第七項に規定する更新組合員等をいう。以下同

じ。）が施行日以後において退職特例年金給付

等の受給権を有することとなつた場合について準用する。

6 前条第五項の規定は、第一項の規定、第二項

において準用する同条第一項の規定、第三項の

規定又は第四項において準用する同条第三項の

規定による返還すべき金額が千円未満である場

合について準用する。

2

（国家公務員共済組合法による）

第四章 存続組合に関する経過措置

一項
間等

十三
第
十
三
條
間
加

附則第組合員期 旧適用法人施行日前期間

退職した者

平成二年三月三十一日

期給付、同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する年金たる長期給付、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付、厚生年金保険法」と、「厚生労働大臣」とあるのは「連合会、当該他の存続組合、当該指定基金、厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(有線結合の問題で、平成二十七年改正前回共済令の規定の技術的読替え等)

合組みがされた有給組合には、平成二十四年元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号。以下「平成二十七年国共済整備政令」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「平成二十七年改正前国共済令」という。）第七条及び第十一条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「に規定する公務上の災害」とあるのは、「に規定する公務上の災害（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四条に規定する旧適用法人の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。）」とする。

の二、第九条の三及び附則第二十二条の規定は、存続組合について準用する。この場合において、同条第一項中「組合員又は組合員であつた者」とあるのは、「旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）を有する者」と読み替えるものとする。

二、 関する経過措置

第十二条 平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた同項に規定する国共済法等の規定の適用については、第八条に定めるもののほか、これらの規定のうち次
時金給付に関する国共済法等の規定の技術的読替え等) (存続組合が支給する特例年金給付及び特例一

項二 第一条第一項		項三 第二項		項四 第二項	
公務又は 員であつた者	組合員又は組合 員であつた者	害等級 第八十一条第二項に規定する障害等級	組合員若しくは組合員であつた者	組合員又は組合員であつた者の死亡	組合員の死亡を有する者
又は 用法人の業務を含む。)	公務(平成八年改正法附則第四条に規定する旧適用法人施行日前期間を有する者)	百十五号)第四十七条第二項に規定する障害等級	を有する者に	旧適用法人施行日前期間を有する者	「平成八年改正法」といふ。附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間を有する者(以下同じ)を有する者の配偶者

第一条四十七第	二の条二十七第	項一 第一条五十四第
私立学校教職員 共済法	遺族（弔慰金又は遺族共済年金）に係る組合員であつた者の他の遺族（祖父母若しくは兄弟姉妹等）に支給し、支給すべき遺族が当該死亡した者との相続人に支給する	あるときは、前二条の規定に準じて、これを
額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た に定める率	組合員期間の計算による適用法人施行日前期間と標準期末手当に、厚生年金保険法第四等の額に、別表十三条第一項に規定する第二の各号に掲再評価率	あるときは、前二条の規定に準じて、これを
この法律による年金である給付（連合会が支給するものに限る）、私立学 校教職員共済法	平均標準報酬額の計算	あるときは、前二条の規定に準じて、これを

七第	号二第一及び号一第一項二第二の条八十七第	項二第二の条八十七第		項一第一条八十七第	号二第一
申出を	日五年を経過した	同項		申出を	組合員期間
政令第十二条第三項の規	申出（平成九年経過措置	十年を経過した日	前項	申出（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第十二条第三項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）を	旧適用法人施行日前期間

十八 第	項七 第条九十七第		項六 第条九十七第び及項四第二の条八十七第		項三 第二の条八十
八 一 千 分 の 五 ・ 四 四 の 七 ・ 一 二 五 平 均 標 準 報 酬 額 の 千 分	一 項 、 第 七 十 八 条 第	老 齡 厚 生 年 金	險 法	又 は 厚 生 年 金 保 、 厚 生 年 金 保 險 法	組 合 員 期 間
	同 項	老齡厚生年金又は第七十 八条第一項の規定により 加給年金額が加算された 退職共済年金（連合会が 支給するものに限る。）			既適用法人施行日前期間 を含む。次項において同じ。

項四 第条二十八第	項二 第条二十八第					号二 第項一 第条二十八第			号一 第項一 第条二			
組合員期間	千分の一・三七	六千分の一・〇九	組合員期間	千分の一・二三	百分の二十一・六	百分の十四・五	百分の十五	平均標準報酬額	組合員期間	千分の一・〇九	平均標準報酬額	平均標準報酬月額の千分の一・四二五
旧適用法人施行日前期間	千分の一・七八一	旧適用法人施行日前期間	千分の一・四二五	百分の二十八・五	百分の十九			平均標準報酬月額	旧適用法人施行日前期間		旧適用法人施行日前期間	

九十八第	口号一第一項一第一条九十八第	イ号一第一項一第一条九十八第	号二第七の条
等傷病により組合員が、公務	組合員期間 八千五百〇四・五八四八	組合員期間 八千五百四・四八九六	組合員期間 八千五百四・四八九六
人施行日前期間内に初診	平均標準報酬額の千分の八千五百〇四・五八四八	平均標準報酬額の千分の一・四二五	平均標準報酬額の千分の一・四二五

号四 の千分の二・四 の三・二〇六	平均標準報酬額 平均標準報酬月額の千分	三の条三十九第	四の条三十九第	項二第条四十九第	項一第条七十九第	
は組合員であつ る。)若しくは組 合員となつた者に た後再び組合に當 て支給制限等処分 組合員(退職し組 合員があつた者 組合員若しくは組 合員があつた者 組合員が	組合員が 組合員又は組合 員であつた者 組合員若しくは組 合員があつた者 組合員があつた者 組合員が	組合員、組合員 であつた者 組合員、組合員 であつた者 組合員、組合員 を有する者 組合員、組合員 を有する者	連合会 存続組合(平成八年改正 法附則第三十二条第二項 に規定する存続組合をい う。)	連合会 存続組合(平成八年改正 法附則第三十二条第二項 に規定する存続組合をい う。)	厚生労働大臣 連合会、厚生労働大臣	六六 は組合員であつ る。)若しくは組 合員となつた者に た後再び組合に當 て支給制限等処分 組合員(退職し組 合員があつた者 組合員若しくは組 合員があつた者 組合員が

第項三第十三条一百第	項二第二条一百第	項一第一条一百第	項一第一条三百第び及項三第三条七十九第	
組合員又は組合員であつた者	組合員期間	支給制限等処分	た者が退職手当	
組合員を有する者	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	
組合員又は組合員であつた者	組合員期間	支給制限等処分	た者が退職手当	

項一 第一条五百百第	項五 第三条三十百第	項四 第三条三十百第	項一 第一条三十百第	号一
百円	五十円	組合員期間 職員共済法	当該組合員期間 以外の期間が私 学共済制度の加 入者であるときは 間であるときは 日本私立学校教 育振興・共済事業 団	組合員期間等の うち組合員期間 等（平成九年経過措置政 令第八条の規定により読 み替えて適用される第七 十六条第一項第一号に規 定する旧適用法人施行日 前期間等をいう。）のうち 旧適用法人施行日（平成八年改正法附則第三 十一条第一号に規定する 被保険者期間とみなされ た組合員期間を除く。） 當該旧適用法人施行日前 期間以外の期間がこの法 律に基づく組合員は、運 合会又は日本私 立学校振興・共済事業 団
一円	五十銭	旧適用法人施行日前 期間 教職員共済法	当該組合員期間 以外の期間が私 学共済制度の加 入者であるときは 間であるときは 日本私立学校教 育振興・共済事業 団	組合員期間等の うち組合員期間 等（平成九年経過措置政 令第八条の規定により読 み替えて適用される第七 十六条第一項第一号に規 定する旧適用法人施行日 前期間等をいう。）のうち 旧適用法人施行日（平成八年改正法附則第三 十一条第一号に規定する 被保険者期間とみなされ た組合員期間を除く。） 當該旧適用法人施行日前 期間以外の期間がこの法 律に基づく組合員は、運 合会又は日本私 立学校振興・共済事業 団

号二 第項二第二の四の条二十第則附	号一 第項二第二の四の条二十第則附	項一 第二の四の条二十第則附
組合員期間 八千分の五・四 平均標準報酬額		組合員期間 受給権者が、組 合員でなく、か つて
旧適用法人施行日前 期間 四七・一二五 平均標準報酬月額の千分	旧適用法人施行日前 期間 九六千分の一・〇 平均標準報酬額	組合員期間 受給権者が

号二 第項三第二の四の条二十第則附	号一 第項三第二の四の条二十第則附	項三 第二の四の条二十第則附
四八千分の〇・五 平均標準報酬額 の〇・七二三 平均標準報酬月額の千分 組合員期間	九六千分の一・〇 平均標準報酬額 の一・四二五 平均標準報酬月額の千分 組合員期間	組合員期間 組合員期間を を
旧適用法人施行日前 期間 四七・一二五 平均標準報酬月額の千分 組合員期間	旧適用法人施行日前 期間 九六千分の一・〇 平均標準報酬額 の一・四二五 平均標準報酬月額の千分 組合員期間	旧適用法人施行日前 期間 組合員期間を を

第六の条二十第則附	四の四の条二十第則附	項一 第三の四の条二十第則附	項五 第二の四の条二十第則附	組合員期間
組合員期間 ものが組合員である もののを除く。 （その受給権者 が組合員である もの）	退職共済年金 （その受給権者 が組合員である もの）	間の者の組合員で なく、かつ、そ の組合員期間	当時、その者の旧適用法 人施行日前期間	組合員期間
旧適用法人施行日前 期間 四七・一二五 平均標準報酬月額の千分 組合員期間	退職共済年金 （その受給権者 が組合員である もの）		当時、その者の旧適用法 人施行日前期間	旧適用法人施行日前 期間

項二 第四の七の条二十第一則附	項五 第び及項三第三の六の条二十第一則附	項一 第三の六の条二十第一則附	項一
つ、合員でなく、か組 受給権者が、組		組合員期間	なく、当時、組合員で 組合員期間
受給権者が		旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間

の条三十第一則附	項三第十の条三十第一則附	六の七の条二十第一にび並項四第び及項一第五の七の条二十第一則附	組合員期間
○項いする喪失組合員の最終月にう。月数で除し、下前年の資格を属する同じのを属す	て得た金額と標準期間の計、当該組合員期末手当を組合員期間の計算	の計算	旧適用法人施行日前期間

第一び及項五第十の条三十第一則附	項四第十
組合員期間	四捨五入 三六三〇二四一八一二六
旧適用法人施行日前期間	三・二・二・一・一・〇・五

第一び及号一第一条八第一	項三第三条七第一	項一第一条七第一	法行施前正改法化元一年四十二成平	項一第一条十二
新法第三十八条第一項に規定する組合員期間	組合員期間に入して組合員期間に算	組合員期間に規定する組合員期間	次の期間は、新法第三十八条第一項に規定する組合員期間	組合員期間
間	間に算入して	間に算入して	次に期間は、新法第三十八条第一項に規定する組合員期間	旧適用法人共済組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下同じ。）

条三十第一項	第十九条	第十一条	第十条	第九条
組合員期間（第二項に規定する組合員期間）	が六十歳に達する前に退職（新法附則第十二条第一項においては、同条中「次」の各第四号に規定する号のいずれにも」とある退職をいう。）した場合における新法附則第十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」	に対する新法附則第十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間

第一条四十第	項一第四の条三十第			項一第三の条三十第			項一第二の条三十第		
組合員期間	組合員期間	から控除前遺族 共済年金額	から控除前障害 共済年金額	から控除前障害 共済年金額	から控除前障害 共済年金額	から控除前障害 共済年金額	組合員期間	組合員期間	組合員期間
旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	より国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する金額に四分の三を乗じて得た金額が支給される場合には、当該得た金額に相当する金額を除いた額とする。」	旧適用法人施行日前期間	日本鐵道共済組合から新法第九十条の規定により国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する金額に四分の三を乗じて得た金額が支給される場合には、当該得た金額に相当する金額を除いた額とする。」	日本適用法人施行日前期間	日本鐵道共済組合から新法第八十三条第一項に規定する加給年金額が支給される場合には、当該加給年金額に相当する額を除いた額とする。」	日本適用法人施行日前期間	日本適用法人施行日前期間	日本適用法人施行日前期間
それぞれ加えた額	それぞれ加えた額	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第一項の規定によりなお存続するものとされた日本鐵道共済組合(次条第一項及び第十一条の四第一項において「日本鐵道共済組合」といふ。)から新法第七十八条第一項に規定する加給年金額が支給される場合には、当該加給年金額に相当する額を除いた額とする。	それぞれ加えた額	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第一項の規定によりなお存続するものとされた日本鐵道共済組合(次条第一項及び第十一条の四第一項において「日本鐵道共済組合」といふ。)から新法第七十八条第一項に規定する加給年金額が支給される場合には、当該加給年金額に相当する額を除いた額とする。	それぞれ加えた額	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第一項の規定によりなお存続するものとされた日本鐵道共済組合(次条第一項及び第十一条の四第一項において「日本鐵道共済組合」といふ。)から新法第七十八条第一項に規定する加給年金額が支給される場合には、当該加給年金額に相当する額を除いた額とする。	それぞれ加えた額	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第一項の規定によりなお存続するものとされた日本鐵道共済組合(次条第一項及び第十一条の四第一項において「日本鐵道共済組合」といふ。)から新法第七十八条第一項に規定する加給年金額が支給される場合には、当該加給年金額に相当する額を除いた額とする。	それぞれ加えた額

項一 第条八十二第	項一 第条六十二第	条一十二第び及条十二第	条七十第び及条六十第	項一
組合員と いる	同条第一号中 「六十歳以上で ある」とあるの は、「退職して いる」	組合員期間	更新組合員であつた者が退職し た後に (旧適用法人施行日前期間 を有する者に限る。)が	組合員
旧適用法人施行日前期間 を有する者と	同条中「次の各号のいず れにも」とあるのは、「第 二号及び第三号に」	旧適用法人施行日前期間		旧適用法人施行日前期間 を有する者

昭前正改法化元一年四十二成平 項二第条三第則附	項五第条七十三第	項二第条四十三第	項五第条一十三第	条九十二第
組合員	の組合員期間	連合会	者前項に規定する	組合員期間
組合員である者(組合員の期間)の組合員である者(組合員の期間)の組合員である者(組合員の期間)の組合員である者(組合員の期間)の組合員である者(組合員の期間)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)以下「平成八年改正法」という。第二条の規定による。第三条第一項に規定する組合員(以下「改正前共済法の組合員」という)の組合員(以下「改正前共済法の組合員」という)の組合員(以下「改正前共済法の組合員」という)の組合員(以下「改正前共済法の組合員」という)の組合員(以下「改正前共済法の組合員」という)	間の旧適用法人施行日前期	平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合である日本電信電話共済組合	沖縄の組合員であつた者のうち平成八年改正法附則第四条に規定する旧適用法人の職員に相当する者として財務大臣が定めるもの

第び及項二第条九第則附	項一第条九第則附	条七第則附	項二第び及項一第条五第則附	法正改年十六和	
組合員期間	組合員期間	組合員で 算に ついては	組合員期間の 計	組合員期間の 算に ついて適用	組合員
旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	改正前共済法の組合員で 算に ついては	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間 (平成八年改正法附則第二 十四条第二項に規定する をいう。以下同じ。)の計 算に ついて適用	改正前共済法の組合員

四十 第則附	項二 第二条二十 第十則附	号二 第二び及 号一 第一項一 第一条二十 第十則附	項一 第一条二 第十則附	項四
組合員期間の 組合員期間等	組合員 期間等	組合員 期間等	組合員 期間	共済法第七十六 条第一項第一号を改正する法律の施行に 規定する組合 員期間等(以下 「組合員期間等」)
の の 旧適用法人施行日前 期間等	旧適用 法人施行 日前 期間等	旧適用 法人施行 日前 期間等	旧適用 法人施行 日前 期間等	厚生年金保険法等の一 部 令(平成九年政令第八十 六号)第八条の規定によ り読み替えて適用される 共済法第七十六条第一項 第一号に規定する旧適用 法人施行日前期間等(以 下「旧適用法人施行日前 期間等」)

項二 第四十則		項一 第一条	
組合員期間等 、 三 条 の 十 第一 項	、 組 合 員 期 間 等	第七十六条、第八十八条第一項第四号 第八十八条第一項 第七十六条、第八十八条第一項第四号 第四号、附則第二項 第十二条の三、第十二条の六の二 第一項及び第十 三条の十第一項	第七十六条、第八十八条第一項第四号 第八十八条第一項及び附則第十二条的八第 第四号、附則第二項 第十二条の三、第十二条の六の二 第一項、第十二 条の八第一項、 第二項及び第九 项並びに第十三 条の十第一項
大正十五年四月 二日	大正十五年四月 二日	組合員期間等が 二十五年未満	組合員期間等が 二十五年未満
第十一号まで	同日	旧適用法人施行日前期間 等が十年未満である者で に生まれたものが国民年 金等改正法附則第十二条 第一項第二号から第七号 まで、第十八号及び第十 九号のいずれかに該当す るときは、共済法第七十 六条、附則第十二条の三 及び第十二条の六の二第 一項の規定の適用につい ては、その者は、旧適用 法人施行日前期間等が十 年以上である者であるも のとみなし、旧適用法人 施行日前期間等が二十五 年未満	旧適用法人施行日前期间 等が十年未満である者で に生まれたものが国民年 金等改正法附則第十二条 第一項第二号から第七号 まで、第十八号及び第十 九号のいずれかに該当す るときは、共済法第七十 六条、附則第十二条の三 及び第十二条の六の二第 一項の規定の適用につい ては、その者は、旧適用 法人施行日前期間等が十 年以上である者であるも のとみなし、旧適用法人 施行日前期間等が二十五 年未満
間等 、 旧 適 用 法 人 施 行 日 前 期	号 第十一号まで及び第二十 号	第十一号まで及び第二十 号	第十一号まで及び第二十 号

項一 第十条五十第則附		項五 第十条四十第則附		項四 第十条四十第則附		項三 第十条四十第則附		組合員期間等	
六千分の一・〇九	一千分の五・四八	附則別表第二	金又は 係る退職共済年 前項	みなす	組合員期間等が 二十五年、附則第十二条及び附則第十二条の三 の三及び第十三条 の十第一項	二十五年等が十年 等が十年	旧適用法人施行日前期間	第七十六条、第八十八条第一項第四号 第四号、附則第十二条の三及び第十三条 の十第一項	
一千分の一・四二二五	一千分の七・一二二五	国家公務員共済組合法等 の一部を改正する法律第 四条の規定による改正前 の附則別表第二	係る 第三項	みなす。この場合において、旧共済法第七十九条 の二第二項第一号中「二 十五年」とあるのは、「十 年」とする。	みなす。この場合において、旧共済法第七十九条 の二第二項第一号中「二 十五年」とあるのは、「十 年」とする。			旧適用法人施行日前期間	

項一 第六十条 第一項		項三 第五十条 第一項						項二 第五十条 第一項					
組合員期間	千分の〇・一八	千分の〇・五四	千分の〇・三六	千分の一・〇九	千分の五・四八	千分の二・四六	千分の三・二〇六	第一欄に掲げる者の遺族	附則別表第二の一部を改正する法律等の規定による改正前の附則別表第二の第一欄に掲げる者の遺族	八千分の〇・五四	八千分の〇・七一三		
		千分の〇・一八	千分の〇・五四	千分の〇・三六	千分の一・〇九	千分の五・四八	千分の二・四六	第一欄に掲げる者の遺族	附則別表第二の一部を改正する法律等の規定による改正前の附則別表第二の第一欄に掲げる者の遺族	八千分の〇・五四	八千分の〇・七一三		
旧適用法人施行日前期間	千分の〇・二三八	千分の〇・七一三	千分の〇・四七五	千分の一・四二五	千分の九・五一〇	千分の七・一一五	千分の三・二〇六	第一欄に掲げる者の遺族	附則別表第二の一部を改正する法律等の規定による改正前の附則別表第二の第一欄に掲げる者の遺族	八千分の〇・五四	八千分の〇・七一三		

項二 第条 十二 第にび並でま項三 第らか項一 第条 九十 第条 八十 第項六 第にび並項四 第イ号二 第び及号一 第

第十五条第二項第一号	第十二条第一項第一号	第十二条第一項第二号	第十二条第一項第三号	第十二条第一項第四号
退職した者		組合員期間	組合員期間	組合員期間
日前期間を有する者	退職した旧適用法人施行	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	改正前共済法の組合員期間

項五第条八十二第則附		項二第条八十二第則附		条六十二第則附		項一
組合員期間	旧適用法人施行日前期間	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	組合員期間	旧適用法人施行日前期間	組合員で
並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た金額が支給される場合には、当該得た金額に相当する金額を除いた額とする。」	「第三十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た金額が支給される場合には、当該得た金額に相当する金額を除いた額とする。」	「第三十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た金額が支給される場合には、当該得た金額に相当する金額を除いた額とする。」	「第三十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た金額が支給される場合には、当該得た金額に相当する金額を除いた額とする。」	「第三十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た金額が支給される場合には、当該得た金額に相当する金額を除いた額とする。」	「第三十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た金額が支給される場合には、当該得た金額に相当する金額を除いた額とする。」	改正前共済法の組合員で
遺族厚生年金 又は国民年金等 改正法	遺族厚生年金又は第一項の規定によりその額が計算された遺族共済年金 (国家公務員共済組合連合会)	又は国民年金等 改正法	又は国民年金等 改正法	又は国民年金等 改正法	又は国民年金等 改正法	又は国民年金等 改正法

2

又は	旧適用法人施行日前期間 を有する者	関する経過措置に関する規定 政令第十二条第一項の規定 定により読み替えて適用 される共済法第九十三条 第一項
		2

の申出										
に規定する支給額下げる の一部を改正する法律の 施行に伴う国家公務員共 済組合法による長期給付 等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第 八十六号）第十二条第三項の規定により法第七 十八条の二第一項の申出があつたものとみなされ た場合における当該申出を含む。第四項において 同じ。）										
の申出（厚生年金保険法等 に規定する支給額下げる の一部を改正する法律の 施行に伴う国家公務員共 済組合法による長期給付 等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第 八十六号）第十二条第三項の規定により法第七 十八条の二第一項の申出があつたものとみなされ た場合における当該申出を含む。第四項において 同じ。）										
連合会	各省各府の長 をいう。）	第十一条 の十第七 長（法第八 条第一項に 規定する各 いう。）を代 表する者	第十二条 の十一 組合員期間	第十二条 の二第三 五年	第十二条 の二第二 被保険者等	第十二条 の三 次に各号の いづれかに あつては同号	第十二条 の二第二 被保険者等又は組合員若 しくは地方の組合の組合	第十二条 の三 次に各号の いづれかに あつては同号	第十二条 の二第二 は當該各号 にあつては 該當する場 合にあつて は當該各号	第六十 月
う。）	存続組合（平成八年改正 法附則第三十二条第二項 に規定する存続組合をい う。）	会社等（平成八年改正法 附則第五十四条第一項第一号に規定する会社等をい う。）	旧適用法人施行日前期間	旧適用法人施行日前期間	有する者	十年	員	十年	百二十 月	同様。

第四十一条	組合員と その者	組合員期間	旧適用法人共済組合(平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。)の組合員と
第四十二条	組合員と その者	組合員期間	旧適用法人施行日前期間を有する者に限る。)
八条	組合員は	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
附則第十一条	組合員につ いて	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第六条	組合員につ いて	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第五条	組合員につ いて	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第四条	組合員につ いて	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第三条	組合員につ いて	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第二条	組合員につ いて	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
第一条	組合員につ いて	組合員期間	旧適用法人施行日前期間
八条	組合員につ いて	組合員期間	旧適用法人施行日前期間

過措置政令

措過經濟共國年七十三成平

令政置

4

3

二 当該請求をした日の五年前の日以前に第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項に規定する他の年金である給付の受給権者であつたとき。
存続組合が支給する特例年金給付の額については、年金額算定規定（第一項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十二条の一、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項（後段を除く。）及び第二項、第八十九条第一項第一号及び第三項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項（平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正附則附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。）並びに平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正附則第十五条及び附則別表第二の規定をいう。以下同じ。）により算定した金

存続組合が支給する特例一時金給付のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金の額については、第一項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定により算定した金額が旧適用法人施行日前期間を基礎として平成十二年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十七条の七（後段を除く。）及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に從前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同法第八十七条の七の規定にかかるわらず、当該金額を、同条の規定による金額とする。この場合において、同条及び同法附則第十三条の九の規定により算定される金額に從

8 第四項から前項までの規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額（平成十二年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十三条の九中「次の表」とあり、及び「附則第十三条の九の表」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」とする。

二 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金である場
項において「読替え後の国共済法」という。第七十七条第一項の規定の例により計算し
た額

存続組合が支給する特例一時金給付のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金の額については、第一項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第

たとしたならば、これらの規定により算定される金額に従前匯改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同法第九十三条の三の規定にかかるらず、当該金額を、同条の規定による金額とす
る。

第十三條 平成八年改正法附則第三十三条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

従前額改定率（以下「従前額改定率」という。）を乗じて得た金額に満たないときは、年金額算定期定規則にかかわらず、当該金額を、当該年金額算定期定規則による金額とする。この場合において、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十二条第一項第一号及び附則第十三条の九の規定により算定期定規則による金額が国が国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に満たないときは、年金額算定期定規則による金額とする。

る改正前の国家公務員共済組合法第八十七条の四及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同法第八十七条の四の規定にかかるわらず、当該金額を、同条の規定による金額とする。

存続組合が支給する特例年金給付のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金の平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条规定

額とあるのは、一金額とする。

法附則第十五條及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額に平成二十七年国共済経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する平

三國志卷之三前蜀主第三

額が旧適用法人施行日前期間を基礎として国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項（後段を除く。）及び第十二条、第八十九条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第一項第二号及び第三項並びに附則第十三条の九並びに平成十二年改正法第三

イ 昭和十六年四月一日以後に生まれた者で
平成二十四年一元化法改正前国共済法附則
第十二条の七第二項の規定の適用を受ける
もの

第三項の規定による退職共済年金であり、かつ、前号に掲げるものの以外のものである場合、被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として同条第四項の規定の例により計算した額から当該被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として計算し、退職共済年金の職域加算額を控除した額十四年一元化法第一条の規定による改正前の國家公務員共済組合法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する特例年金給付が平成二十九年国共済法第八十九条第一項第一号イ（1）の規定の例により計算した額

十 存続組合が支給する特例年金給付が平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金である場合、被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読み替えた後の国共済法第八十九条第一項第一号ロ（1）の規定の例により計算した額

十一 前項第一号又は第五号から第七号までに定める額を算出する場合において、旧適用法人施行日前期間の月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月から被保険者期間とみなされた組合員期間以外の旧適用法人施行日前期間に係る月数を控除した月数をもって、被保険者期間とみなされた組合員期間に係る月数とする。

第一項第六号の場合において、前条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正附則第二十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる旧適用法人施行日前期間」とあるのは、「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者

等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第十三条第二項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の組合員期間とする。」を除く。」とする。

第三項の規定は、特例年金給付の受給権を有する者が、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付で当該特例年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものの受給権を有しない場合には、適用しない。

前条第三項及び第七項の規定は、第一項各号に定める額について準用する。

（存続組合が支給する特例一時金給付に係る控除額等）

第十四条 平成八年改正法附則第三十三条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 存続組合が支給する特例一時金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金である場合 被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読み替え後の国共済法第八十七条の七（第一号を除く。）の規定の例により計算した額

二 存続組合が支給する特例一時金給付が平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による脱退一時金である場合 被保険者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として読み替え後の国共済法附則第十三条の十前項第一号の規定は、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害一時金の受給権を有する者が、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による障害手当金の受給権を有しない場合には、適用しない。

三 存続組合が支給する第九条各号に掲げる一時金たる給付の額は、次項の規定を適用する場合を除き、なお前述の例による。この場合において

て、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和五十九年政令第三十五号）附則第二条の規定による廃止前月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四・パーーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年二・六パーーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年一・六パーーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二・三パーーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年三・二パーーセント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二・六パーーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・九パーーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二・九パーーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・一パーーセント、同年四月から平成三十二年三月までの期間については年二・八パーーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年二・七パーーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年二・六パーーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年二・五パーーセント、同年四月から平成三十六年三月までの期間については年二・四パーーセント、同年四月から平成三十七年三月までの期間については年二・三パーーセント、同年四月から平成三十八年三月までの期間については年二・二パーーセント、同年四月から平成三十九年三月までの期間については年二・一パーーセント、同年四月から平成四十一年三月までの期間については年二・〇パーーセント、同年四月から平成四十二年三月までの期間については年一・九パーーセント、同年四月から平成四十三年三月までの期間については年一・八パーーセント、同年四月から平成四十四年三月までの期間については年一・七パーーセント、同年四月から平成四十五年三月までの期間については年一・六パーーセント、同年四月から平成四十六年三月までの期間については年一・五パーーセント、同年四月から平成四十七年三月までの期間については年一・四パーーセント、同年四月から平成四十八年三月までの期間については年一・三パーーセント、同年四月から平成四十九年三月までの期間については年一・二パーーセント、同年四月から平成五十一年三月までの期間については年一・一パーーセント、同年四月から平成五十二年三月までの期間については年一・〇パーーセント、同年四月から平成五十三年三月までの期間については年〇・九パーーセント、同年四月から平成五十四年三月までの期間については年〇・八パーーセント、同年四月から平成五十五年三月までの期間については年〇・七パーーセント、同年四月から平成五十六年三月までの期間については年〇・六パーーセント、同年四月から平成五十七年三月までの期間については年〇・五パーーセント、同年四月から平成五八年三月までの期間については年〇・四パーーセント、同年四月から平成五九年三月までの期間については年〇・三パーーセント、同年四月から平成六十一年三月までの期間については年〇・二パーーセント、同年四月から平成六十一年三月までの期間については年〇・一パーーセント、同年四月から平成六十一年三月までの期間については年〇・〇パーーセント。

改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）第六十一条の三第三項（同法第六十一条の五第二項において準用する場合を含む。）中「五分五厘」とあるのは「三分五厘（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間について）は年五分五厘、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四分、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一分六厘、同年四月から平成十九年三月までの期間については年三分、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年二分六厘、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三分二厘、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年一分八厘、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一分九厘、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二分、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二分二厘、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年一分九厘、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一分七厘、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二分八厘、同年四月から令和二年三月までの期間については年三分一厘、同年四月から令和三年三月までの期間については年二分七厘、同年四月から令和四年三月までの期間については年二分、同年四月から令和十一年三月までの期間については年二分一厘」と読み替えるものとする。

者期間とみなされた組合員期間及び当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算の基礎として昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十条の規定の例により計算した額を控除した額とする。

(併給調整に関する規定の範囲)

第十五条 平成八年改正法附則第三十三条第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条 第二項

二 平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第一項及び平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第十六条第二項(平成八年改正法附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付を受けることができる場合に適用されるものに限る。)

三 国民年金法第二十条第一項及び昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第三項

平成八年改正法附則第三十三条第五項第一号に規定する政令で定める規定は、前項第一号に掲げる規定とする。

四 平成八年改正法附則第三十三条第五項第二号に規定する政令で定める規定は、平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第十二条第二項の規定とする。

五 平成八年改正法附則第三十三条第五項第三号に規定する政令で定める規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第三項の規定とする。

(存続組合が支給する特例年金給付の受給権を有する者が組合員又は地方の組合の組合員であるとの特例年金給付の支給の停止)

第六条 平成八年改正法附則第三十三条第六項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十条又は第八十七条の二の規定が準用される場合には、平成二十七年改正前国共済法第十一条の七の五の規定を準用するものとする。この場合においては、同条第一項第一号中「法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等」とあるのは「組合員又は地方の組合の組合員」と、同号イ中「厚生年金保険

の被保険者、法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下この条、第十一条の八の十二及び第十二条の八の十七において同じ。)若しくは厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。)又は私立学校教職員共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの(以下この条において「私学長期給付適用者」という。)若しくは同法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等(以下この条において「特定教職員等」という。)とあるのは、組合員又は地方の組合の組合員と、「厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法第二十条に規定する標準報酬月額若しくは七十歳以上の使用される者の同法第四十六条第二項において準用する同法第二十条に規定する標準報酬月額又は私学長期給付適用者の標準給与の月額(私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準給与の月額をいい、長期給付に係るものに限る。イにおいて同じ。)若しくは特定教職員等の私立学校教職員共済法第三十九条の規定の適用がないとしたならば求められることとなる標準給与の月額」とあるのは、「組合員の標準報酬の月額又は地方の組合の組合員の被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三条号)以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項の規定によりなおう。)附則第六十一条第一項の規定による改正前地共済法」という。)第四十四条第二項に規定する各月の掛金の標準となつた給料の額に相当する各月の掛金の標準となつた給料の額を乗じて得た額」と、同項第二号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額及び地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者の平成二十四年一元化法改正前地共済法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額に相当する額」と、同号中「組合員であつた者」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者」と、同号ロ中「厚生年金保険の被保険者又は」とあるのは、「法第八十条第一項に規定する」と、「第二十四条の三第一項」とあるのは、「第三十四条の四第一項」と、

同号ハ中「七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者であつた者の同法」と、「第二十四条の三第一項」とあるのは「第二十四条の四第一項」と、同号ニ中「私学長期給付適用者又は私学長期給付適用者であつた者」とあるのは「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者で平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその努力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。）による長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるものであつた者」と、「私立学校教職員共済法」とあるのは「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」と、同号ホ中「特定教職員等又は特定教職員等であつた者の私立学校教職員共済法」とあるのは「平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等であつた者の平成二十四年一元化法改正前私学共済法」と、同条第三項中「同項第一号イ中「厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この条において「七十歳以上の使用される者」という。）」とあるのは「厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者（同法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者の同法第四十六条第二項において準用する同法第二十条に規定する」とあるのは「同法第六条に規定する適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者である七十歳以上の者であつて七十歳に満たないとしたならば厚生年金保険の被保険者であるものに対し同法第二十条の規定を適用するとしたならば求められることとなる」と、同項第二号ハ中「七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の厚生年金保険法第四十六条第二項において準用する同法第二十条の三第一項に規定する」とあるのは「厚生年金保険法第六条に規定する適用事業所に使用

いとき 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、
それぞれイ又はロに定める額
イ 遺族給付額が、老齢厚生年金等合計額の
二分の一に相当する額、仮定退職特例年金
給付額の二分の一に相当する額及び遺族給
付額の三分の二に相当する額の合算額以上
であるとき 零

ロ 遺族給付額が、老齢厚生年金等合計額の
二分の一に相当する額、仮定退職特例年金
給付額の二分の一に相当する額及び遺族給
付額の三分の二に相当する額の合算額に満
たないとき 次の(1)又は(2)に掲げ
る区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)
に定める額

(1) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の
二分の一に相当する額及び遺族給付額の
三分の二に相当する額の合算額以上であ
るとき 老齢厚生年金等合計額の二分の
一に相当する額に仮定退職特例年金給付
額の二分の一に相当する額を加えて得た
額から遺族給付額の三分の一に相当する
額を控除して得た額に相当する額

(2) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の
二分の一に相当する額及び遺族給付額の
三分の二に相当する額の合算額に満たな
いとき 仮定退職特例年金給付額の二分
の一に相当する額

第十七

金給付額の合算額が遺族給付額以上であるとき次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき 仮定退職特例年金給付額に相当する額
ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき 老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額
当該退職特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額に満たないとき

第十一

期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）第八十四条第一項若しくは第二項若しくは第一百四十一一条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定（以下「遺族共済年金額控除規定」という。）が適用される場合における前条の規定の適用については、遺族共済年金額控除規定適用後の額を同条の遺族給付額とみなす。

期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）第八十四条第一項若しくは第二項若しくは第一百四十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定（以下「遺族共済年金額控除規定」という。）が適用される場合における前条の規定の適用については、遺族共済年金額控除規定適用後の額を同条の遺族給付額とみなす。

十七条の二の三 退職特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間があり、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額が控除調整下限額（平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二（平成二十四年一元化法改正前施行法第二十二条第一項（平成二十四年一元化法改正前施行法第二十三条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）第二十三条第一項及び第四十八条第一項（平成二十四年一元化法改正前施行法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合には当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額をいう。）第二項又は平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項の規定の適用がないとしたならば求められる額（職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ控除して得た額とし、以下「控除前仮定期間の額」という。）を第十七条の二の二の仮定期間の額とみなす。

は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により連合会が支給する年金（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年金」という。）である給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。）である給付のうち遺族共済年金又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金被保険者期間（同法第一条の五第一項第二号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。）に基づく同法による年金たる保険給付（以下「第二号厚生年金」という。）又は第三号厚生年金（以下「第三号厚生年金」という。）に限る。）のうち遺族厚生年金（以下「遺族共済年金等」と総称する。）の受給権者が平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律五百五十一号。以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法」という。）第十九条の二又は厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける場合（次号に掲げる場合を除く。）平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第一項に規定する控除前退職共済年金等の額と同項に規定する控除前遺族共済年金等の額とのうちいずれか多い額に第十七条の二の規定により算定される額（以下「控除前退職特例年金給付額」という。）を加えた額

四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第二十一条第一項の規定により読み替えられた規定については、同項の規定による読み替えられた同条第一項若しくは第二項の規定により算定される場合に限る。以下同じ。）第六十条第二項又は平成二十七年国共済経過措置政令第百三十八条第六項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項の規定により算定される場合に限る。）の受給権者が平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の四の二又は厚生年金保険法第六十九条の二の規定の適用を受ける場合 平成二十七年国共済経過措置政令第百三十八条第六項において準用する同条第一項に規定する控除前退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第一項に規定する控除前遺族共済年金等の支給額の合計額に控除前退職特例年金給付額を加えた額

二 前二号に掲げる場合以外の場合 控除前退職特例年金給付額及び平成二十七年国共済経過措置政令第五十九条第四項に規定する年金額控除規定（この条、第十七条の三の三及び第十七条の四の二（以下「特例年金給付額控除規定」と総称する。）を除く。）の適用前の平成二十七年国共済経過措置政令第五十八条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金（退職特例年金給付を除く。）の額の合計額

前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各方で定める額が控除調整下限額を超えるときは、退職特例年金給付の額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない額とする。

一 控除前退職特例年金給付額

一 平成二十七年国共済経過措置政令第三百八十二条第十二項に規定する退職共済年金額算定期定により算定した額から当該算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、平成二十七年国共済経過措置政令第五十六条に規定する乗じて得た額を加えた額とし、平成八年改正法附則第三十二条第一項の規定によりな

3

一 前項第二号に定める額が同項第一号に定める額より少ない場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を退職特例年金給付の額とする。

二 第一項第一号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金額控除規定の適用を受けず、かつ、前項第二号の規定により算定された退職特例年金給付の額（以下「控除後退職特例年金給付額」という。）に平成二十七年国共済経過措置政令第百三十八条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額と同項に規定する控除後遺族共済年金等の額とのうちいかずれか多い額を加えた額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付額に控除調整下限額と控除後年金総額の差額に相当する額を加えた額

三 第一項第二号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金額控除規定の適用を受けず、かつ、控除後退職特例年金給付額に平成二十七年国共済経過措置政令第百三十八条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後遺族共済年金等支給額の合計額を加えた額

8

第一項第一号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金額控除規定の適用を受け、かつ、控除後退職特例年金給付額に平成二十七年国共済経過措置政令第百三十八条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額と同項に規定する控除後遺族共済年金等の額とのうちいすれか多い額をえた額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（控除前年金総額から控除後年金総額を控除してえた額に対する控除前退職特例年金給付額から控除後退職特例年金給付額を控除してえた額の割合）をいう。次号及び第六号において同じ。）を乗じてえた額をえた額。

第一項第一号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金額控除規定の適用を受け、かつ、控除後退職特例年金給付の額に平成二十七年国共済経過措置政令第百三十八条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後遺族共済年金等支給額の合計額をえた額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき、控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限

策

一
一
十七條の三、遺族特例年金給付の受給権を有する者
の老齢厚生年金等合計額が、老齢厚生年金等
合計額の二分の一に相当する額、遺族給付額
の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年
金給付額の三分の二に相当する額、遺族給付額
の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年
金給付額の三分の二に相当する額とみなされた組合員期間を計算の基礎
とする厚生年金保険法による遺族厚生年金の受
給権を有する場合（当該遺族厚生年金と同一の
支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年
金の支給を受ける場合を除く。）における遺族
特例年金給付の額については、平成八年改正法附
則第三十三条第二項及び第五項並びに平成二
十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二
の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げ
る区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
に、職域相当額があるときは、当該職域相当額
を加算した額とする。
一
一
当該遺族特例年金給付の受給権を有する者
の老齢厚生年金等合計額が、老齢厚生年金等
合計額の二分の一に相当する額、遺族給付額
の三分の二に相当する額及び遺族特例年金給
付の受給権を有する者の平成八年改正法附則
第三十三条第二項の規定を適用するとしたな
らば求められることとなる額（職域相当額が
あるときは、当該職域相当額を控除して得た
額とし、以下この条及び第十七条の三の三か
ら第十七条の四の二までにおいて「仮定遺族
特例年金給付額」という。）の三分の二に相
当する額の合算額以上であるとき 零

(以下この号において「控除後年金総額」という。)が控除調整下限額を下回ると、控除後退職特例年金給付額に控除調整下限額と

額と控除後年金総額との差額に調整率を乗じて得た額を加えた額

六 第一項第三号の場合において、遺族共済年金等が遺族共済年金額控除規定の適用を受受け、かつ、控除後退職特例年金給付の額及び平成二十七年国共済経過措置政令第五十九条第四項に規定する年金額控除規定（特例年金給付額控除規定を除く。）の適用後の併給年金（退職特例年金給付を除く。）の額の合計額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき控除後退職特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率を乗じて得た額を加えた額

（遺族厚生年金等の受給権を有する者の遺族特例年金給付の額）

第十七条の三 遺族特例年金給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者（第十七条の四第一項の規定が適用される者を除く。）が被保險者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有する場合（当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。）における遺族特例年金給付の額については、平成八年改正法附則第三十三条第二項及び第五項並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、職域相当額があるときは、当該職域相当額を加算した額とする。

一 当該遺族特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び遺族特例年金給付の受給権を有する者の平成八年改正法附則第三十三条第二項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額（職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とし、以下この条及び第十七条の三の三から第十七条の四の二までにおいて「仮定遺族特例年金給付額」という。）の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき

二 当該遺族特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年

(1) 遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の二に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

(2) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 遺族給付額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額

(3) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額及び遺族給付額に満たないとき 次の(i)又は(ii)に掲げる区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の三分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 仮定遺族特例年金給付額に相当する額

(ii) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の三分の二に相当する額及び遺族給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額の三分の一に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額に相当する額の合算額に満たないとき 遺族給付額の三分の二に相当する額を控除して得た額に相当する額

第十七条の三の二 第十七条の二第一項第一号に規定する退職を給付事由とする年金たる給付の

(1) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 遺族給付額の三分の二に相当する額に仮定遺族特例年金給付額から老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額

(2) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額に相当する者(第十七条の四第二項の規定が適用される者を除く。)が被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有する場合(当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。)における遺族特例年金給付の額については、平成八年改正法附則第三十三条第二項及び第五項並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、職域相当額があるときは、当該職域相当額を計算した額とする。

一 当該遺族特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額以上であるとき

二 当該遺族特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額に満たないとき 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき 遺族給付額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額

ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき 仮定遺族特例年金給付額に相当する額

いすれかについて、平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二第一項若しくは第二項、平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項若しくは第二項、平成二十七年国共済経過措置政令第三十八条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは平成二十七年改正前国共済附則第二十七条の四第五項又は平成二十四年一元化法改正前地共済施行法第十三条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を平成二十四年一元化法改正前地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八百八号）。以下「平成二十四年一元化法改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第二十一条第二項若しくは第三項、平成二十四年一元化法附則第七十条第一項若しくは第二項、平成二十七年地共済経過措置政令第一百四十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前的地方公務員等共済組合法等の一部を改正するものとされた地方公務員等共済組合法等の三第二項の規定（以下「退職共済年金額控除規定」という。）が適用される場合における前条の規定の適用については、退職共済年金額控除規定適用後の額を同条の老齢厚生年金等合計額とみなす。

額（職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とし、以下「控除前仮定遺族特例年金給付額」という。）を第十七条の三の仮定遺族特例年金給付額とみなし、第十七条の二第一項第一号に規定する退職を給付事由とする年金たる給付のいずれかが退職共済年金額控除規定の適用を受ける場合には、退職共済年金額控除規定を適用しないとしたならば求められることとなる額を第十七条の三の老齢厚生年金等合計額とみなす。

一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち退職共済年金又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金（次号において「退職共済年金等」と総称する。）の受給権者が平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の四の二又は厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける場合（次号に掲げる場合を除く。）平成二十七年国共済経過措置政令百三十八条第一項に規定する控除前退職共済年金等の額と同項に規定する控除前遺族共済年金等の額とのうちいずれか多い額に第十七条の三の規定により算定される額（以下「控除前遺族特例年金給付額」という。）を加えた額

二 退職共済年金等の受給権者が平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の四の二又は厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける場合（当該退職共済年金等と併せて受けることができる遺族共済年金等の額が平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第二項、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の二第二項又は平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項の規定により算定される場合に限る。）平成二十七年国共済経過措置政令第一百三十八条第六項において準用する同条第一項に規定する控除前退職共済年金等の額及び同

条第六項において準用する同条第一項に規定する控除前遺族共済年金等支給額の合計額に控除前遺族特例年金給付額を加えた額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 控除前遺族特例年金給付額及び平成二十七年国共済経過措置政令第六十八条第三項に規定する年金額控除規定（特例年金給付額控除規定を除く。）の適用前の平成二十七年国共済経過措置政令第六十七条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の第四項に規定する併給年金（遺族特例年金給付を除く。）の額の合計額

前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額が控除調整下限額を超えるときは、遺族特例年金給付の額は、次に掲げる金額のうちいかばかり少ない額とする。

一 控除前遺族特例年金給付額

二 平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第一項第一号並びに平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法附則第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により算定した額（平成八年改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお存続するものとされた日本鉄道共済組合から昭和六年改正法附則第二十八条第一項並びに第十九条第一項及び第二項の規定の例により算定した額が支給される場合には、当該算定した額に相当する額を除いた額とする。）から当該算定した額を旧適用法人施行日以前期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額と平成八年改正法附則第三十三条第二項に規定する政令で定める額との合計額を控除した額（職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とする。）を第十七条の三の仮定遺族特例年金給付額とみなして算定される額

前項第二号に定める額が同項第一号に定める額より少ない場合は、前項の規定にかかる第二号に定める額を遺族特例年金給付の額とする。

一 第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金額控除規定の適用を受けた場合に該当するときは、前項の規定にかかる第二号に定める額を遺族特例年金給付の額とする。

第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金額控除規定の適用を受けた場合に該当するときは、前項の規定により算定された額が控除後遺族特例年金給付の額（以下「控除後遺族特例年金給付の額」）

特例年金給付額」という。）に平成二十七年国共済経過措置政令第一百三十八条第二項に規定する控除後退職共済年金等の額と同項に規定する控除後遺族共済年金等の額とのうちいかばかり多い額を加えた額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るときは、控除後遺族特例年金給付額による退職共済年金等が退職共済年金額控除規定の適用を受けた場合において、平成二十七年国共済経過措置政令第一百三十八条第十項に規定する改正前国共済法による退職共済年金額に相当する額を加えた額

二 第一項第二号の場合において、平成二十七年国共済経過措置政令第一百三十八条第十項に規定する改正前国共済法による退職共済年金額控除調整下限額を下回るとき控除後退職共済年金等の額及び同条第六項において準用する同条第二項に規定する控除後遺族共済年金等支給額の合計額を加えた額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき控除後遺族特例年金給付額に控除調整下限額と控除後年金総額の差額に相当する額を加えた額

三 第一項第三号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金額控除規定の適用を受けた場合において、「控除後年金総額」と控除後年金総額の差額に相当する額を加えた額

四 第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金額控除規定の適用を受けた場合に該当するとき控除後年金総額」という。が控除調整下限額を下回ると加えた額

特例年金給付の額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（控除前年金総額から控除後年金総額を控除して得た額に対する控除前遺族特例年金給付額から控除後年金総額を加えた額（以下この号において同じ。））を乗じて得た額を加えた額

五 第一項第二号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金額控除規定の適用を受けた場合において、「控除後年金総額」と控除後年金総額の差額に相当する額を加えた額

六 第一項第三号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金額控除規定の適用を受けた場合において、「控除後年金総額」と控除後年金総額との差額に調整率を乗じて得た額を加えた額

七 第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金額控除規定を除く。）の適用後の平成二十七年国共済経過措置政令第六十八条第三項に規定する年金額控除規定（特例年金給付額控除規定を除く。）の適用後の併給年金（退職特例年金給付を除く。）の額の合計額（以下この号において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額を下回るとき控除後遺族特例年金給付額に控除調整下限額と控除後年金総額の差額に相当する額を加えた額

八 第一項第一号の場合において、退職共済年金等が退職共済年金額控除規定の適用を受けた場合に該当するとき控除後年金総額」という。が控除調整下限額と控除後年金総額の差額に相当する額を加えた額

当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ加算した額とする。

一 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の三分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額、遺族給付額の三分の一に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の一に相当する額の合算額以上であるとき次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額を当する額

イ 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の一に相当する額の合算額以上であるとき次のイ又はロに定める額を当する額

ロ 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき次の（1）又は（2）に掲げる区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額を当する額

（1） 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額

（2） 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の三分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有する場合（当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。）における特例年金給付の額については、平成八年改正法附則第三十三条第二項及び第五項並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、職域相当額があるときは当該職域相当額を加算した額

イ 遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の三分の一に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 次の（1）又は（2）に掲げる区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1） 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 遺族給付額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額を控除して得た額に相当する額

（2） 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 次の（i）又は（ii）に掲げる区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める額

（i） 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 遺族給付額の三分の一に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額

（ii） 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 遺族給付額の三分の一に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額

(2) 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の三分の二に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額を控除して得た額に相当する額

(i) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次の(i)又は(i-1)に掲げる区分に応じ、それぞれ(i)又は(i-1)に定める額

(ii) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額及び仮定退職特例年金給付額の三分の二に相当する額を加えて得た額から遺族給付額の三分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額

に達している配偶者以外の者が退職特例年金給付及び被保険者期間とみなされた組合員期間を満たないとき 仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額の三分の二に相当する厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有する場合(当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。)における特例年金給付の額については、平成八改正法附則第三十三条第二項及び第五項並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十一条の二の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ計算した額とする。

一 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額以上であるとき 次のイ又はロに定める額であるとき 仮定退職特例年金給付額に相当する額

ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないとき 老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額

二 当該特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額に満たないときは次のイ又はロに定める額

イ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額以上であるとき 遺族給付額に仮定遺族特例年金給付額を加えて得た額から老齢厚生年金等合計額が遺族給付額及び仮定遺族特例年金給付額の合算額が遺族給付額に満たないときは次のイ又はロに定める額

ロ 老齢厚生年金等合計額が遺族給付額に満たないときは 仮定遺族特例年金給付額に相当する額

3 第一項に規定する場合において、退職特例年金給付の額は、同項各号に定める額又は仮定退職特例年金給付額に相当する額のいずれか少ない額とする。この場合において、当該退職特例年金給付の額が同項各号に定める額に満たないときは、その差額に相当する額を遺族特例年金給付の額とする。

4 前項の規定は、第二項に規定する場合について準用する。

5 第一項及び第二項の場合において、これらの規定により加算する職域相当額は、次の各号（同項の規定が適用される者にあっては、第三号を除く。）に掲げる額のうちいずれか多い額とする。この場合において、当該額と第一号に掲げる額との差額に相当する額を遺族特例年金給付に係る職域相当額とし、第一号に掲げる額を退職特例年金給付に係る職域相当額とする。

一 仮定退職特例年金給付額に係る職域相当額に相当する額

二 仮定遺族特例年金給付額に係る職域相当額に相当する額

三 仮定退職特例年金給付額に係る職域相当額の二分の一に相当する額及び仮定遺族特例年金給付額に係る職域相当額の三分の二に相当する額の合算額に相当する額

第十七条の四の二 退職特例年金給付又は遺族特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間があり、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額が控除調整下限額を下回る場合における前条の規定の適用について、退職特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間がある場合には、第十七条の二の三第一項に規定する控除前仮定退職特例年金給付額を前条の仮定退職特例年金給付額とみなし、遺族特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人のうちに追加費用対象期間がある場合には、第十七条の三の三第一項に規定する控除前仮定遺族特例年金給付額を前条の仮定遺族特例年金給付額とみなす。

一 当該受給権者が受ける遺族給付額に平成二十七年国共済経過措置政令第五十八条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金が含まれる場合において、当該遺族給付額について、平成二十四年一元化法改正前共済法第九十一条の二、平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の四の二又は厚生年金保険法第六十四条の二の規定が適用される場合（次号に掲げる場合を除く。）

平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第一項に規定する控除前退職共済年金等の額と同項に規定する控除前遺族共済年金等の額とのうちいづれか多い額に控除前特例年金給付額（退職特例年金給付の算定の基礎となつた旧適用法人施行日前期間のうちに追加費用対象期間がある場合には第十七条の二の三第一項に規定する控除前仮定退職特例年金給付額とみなして算定される特例年金給付の額をいう。以下「控除前特例年金給付額」という。）を加えた額

二 当該受給権者が受けれる遺族給付額に平成二十七年国共済経過措置政令第五十八条の規定

第十九条 第三項 第九		第十項 第三項 第九		第一項	
組合員期間	組合は	標準報酬の月額及び 標準期末手当等の 額を請求することができる	標準報酬の月額を請求することができる	組合員期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	組合員期間の標準報酬の月額
組合員期間	あつた	金は あつたものとみなさ れる	の請求 （以下「標準報 酬改定請求」という。） があつたものとみなさ れる	標準報酬の月額を 請求することができる	標準報酬の月額
期間	旧適用 法人 施行 日 前	前の標準報酬の月額 （第七十三条の二第二 項の規定により同 項に規定する從前標 準報酬の月額が當該 月の標準報酬の月額 とみなされた月にあ つては、從前標準報 酬の月額が當該 月の標準報酬の月額 とみなされた月にあ つて同じ。）に一か ら改定割合（按分割 合を基礎として財務 省令で定めるところ により算定した率を いう。以下同じ。）	第一号改定者の改定 前の標準報酬の月額 八条の六第一項第一号 に定める額（旧適用 法 人施行日前期間に係る ものに限る。）	正法附則第三十二条第 二項に規定する存続組 合をいう。以下同じ。） 又は指定基金（平成八 年改正法附則第四十八 条第一項に規定する指 定基金をいう。以下 同じ。）の標準報酬の 月額（平成八年改正法附 則第二十四条第二項に 規定する旧適用法人施 行日前期間をいう。以 下同じ。）の標準報酬 の月額	正法附則第三十二条第 二項に規定する存続組 合をいう。以下同じ。） 又は指定基金（平成八 年改正法附則第四十八 条第一項に規定する指 定基金をいう。以下 同じ。）の標準報酬の 月額（平成八年改正法附 則第二十四条第二項に 規定する旧適用法人施 行日前期間をいう。以 下同じ。）の標準報酬 の月額

(存続組合が支給する特例年金給付の受給権を

有する者に係る厚生年金保険法等の規定の適用

第一項の外、有給組合が支給する特種年金金額については、厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、附則第十七条の四第五項本文、附則別表第二及び別表の規定を適用す

る。この場合においては、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定を準用する。

² 前項の規定により同項に規定する厚生年金保険法の規定を適用する場合には、厚生年金保険

法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の四及び第三条の四の二並びに国民年金法によつて定められた事項（次項に規定する事項を除く）

る改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号)第四条第一項及び第三項、第六条、別表第一並びに別表第三の規定を適用する。

る。この場合においては、平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定を準用す。

(退職特例年金給付の繰下げの申出の特例)
平成八年改正法附則第三十三条の
第十七条の七

二第二項に規定する場合における平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用する

ものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二の規定の適用については、厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定

より同条第一項の申出があつたものとみなされ
た日において、退職特例年金給付に係る第十二

条第一項の規定による読み替え後の平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項の申出があつたものとみなす。

第六章 指定基金に関する経過措置 (基金の申請の手続)

第十八条 平成八年改正法附則第四十七条第一項の規定による指定を受けようとする平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定

第五十二条第六項の規定により読み替えられた

平成八年改正法附則第四十七条第一項の規定による指定を受けようとする企業年金基金（以下「基金」といふ。）は、財務省令で定めるヒ

基会の統合による、いわゆる令一定の在るところにより、名称、住所及び事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申請書

第十九条 平成二年改正法附則第四十七条规定第一項
を財務大臣に提出しなければならない。
(適用事業所の事業主の申請の手続)

第十九条 二年ノ年改正法附則第四十一条第一項に規定する特例業務（以下「特例業務」とい

う。)を行ふ基金について同項の規定による指定を受けようとする事業主(当該基金を設立しようとする厚生年金保険法第六条第一項第一号に規定する適用事業所の事業主に限る。)は、財務省令で定めるところにより、名称及び住所、指定を受けようとする基金の名称、住所及び事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

(存続組合又は旧適用法人共済組合の解散に伴う措置)

第二十条 平成八年改正法附則第四十八条第一項の規定により存続組合が解散したときは、当該解散した存続組合の代表者であつた者は、当該解散の日の前日の属する事業年度(次項において「最終事業年度」という。)に係る決算を当該解散の日から起算して二月以内に完結しなければならない。

前項に規定する存続組合の代表者であつた者は、財務大臣の定めるところにより、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)並びに書類帳簿引継書を作成し、同項の決算完結後一月以内にこれらの書類を財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

平成八年改正法附則第四十八条第二項の規定により旧適用法人共済組合が解散したときは、当該解散した旧適用法人共済組合の代表者であつた者は、書類帳簿引継書を作成し、平成八年度に係る財務諸表とともに当該書類帳簿引継書を大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第一項に規定する存続組合の代表者であつた者は又は第三項に規定する旧適用法人共済組合の代表者であつた者は、第二項の規定による承認を受けたとき、又は第三項及び平成八年改正法附則第二十二条第一項の規定によりなお前述の例によるものとされた改正前国共済法第十六条第二項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、その承認を受けた財務諸表及び書類帳簿引継書を指定基金に引き継がなければならぬ。

指定基金の理事長は、前項の規定により財務諸表及び書類帳簿引継書の引き継ぎを受けたとき

う。) 第一条の規定による改正後の法(以下この条から附則第九条第一項までにおいて「改正後の法」という。)による障害一時金の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、改正後の法第八十七条の七(第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(以下「改正後の平成九年経過措置政令」という。)第十四条第一項第一号においてその例による場合を含む。)の規定による金額は、当該規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

二 平成十二年改正法第八十七条の七及び附則第十三条の規定により算定される金額

二 平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第八十七条の七及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらは、前項第一号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額について準用する。

(平成十二年度以後における退職年金の受給権者の在職中支給基本額等の算定に関する経過措置)

第九条 平成十二年改正法附則第七条第一項及び第二項の規定は、平成十二年度から平成十五年度までの各年度における改正後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項第一号(改正後の昭和六十年改正法附則第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第四十四条第一号、改正後の昭和六十一年経過措置政令第四十一条並びに改正後の平成九年経過措置政令第十三条第一項においてその例によることとされる改正後の法第七十七条第一項及び第二项、第八十二条第一項第一号、第八十九条第一項第一号(同号口を除く。)及び第二号(同号口を除く。)並びに附則第十二条の四の二第二项第二号の規定による金額を算定する場合について準用する。

二 平成十二年改正法附則第十一条第一項(第二号を除く。)から第三項まで並びに第十二条第二項(第二号を除く。)及び第三項から第五項までの規定は、平成十六年度以後の各年度において準用する。

二 平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第八十七条の七及び附則第十三条の九の規定を適用したとしたならばこれらは、前項第一号の規定による金額を算定する場合における平均標準報酬月額について準用する。

(平成十二年改正法附則第七条第二項の規定)

第十一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三二六号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年六月二三日政令第三四六号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

第十二条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二七日政令第三五四三号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二七日政令第三三四二号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月七日政令第三三三二号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

二 平成十二年改正法附則第三十六条第一項第一号(昭和六十年改正法附則第三十九条において「改正後の法」という。)による障害一時金の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、改正後の法第八十七条の七(第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(以下「改正後の平成九年経過措置政令」という。)第十四条第一項第一号においてその例による場合を含む。)の規定による金額は、当該規定にかかわらず、第二号の規定による金額を算定した金額とする。この場合において、平成十二年改正法第二条の規定による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第八十七条の七第一号の規定により算定される金額と法第八十七条の七第一号の規定により算定される金額とを合算した金額との規定により算定される金額とを合算した金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする)より少ないときは、当該金額を当該合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第八十七条の七(後段を除く。)の規定を適用したとしたならばこれらは、前項第一号の規定による金額を算定する場合における障害一時金の額について、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七第一号の規定により算定される金額とを合算した金額に従前額改定率(以下「従前額改定率」という。)を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかわらず、当該乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。この場合において、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条の七第一号の規定により算定される金額とを合算した金額とが、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十号)第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする)より少ないときは、当該金額を当該合算した金額とする。

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第八十七条の七(後段を除く。)の規定により算定される金額を、前項第一号の規定による金額を算定する場合における障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする)より少ないときは、当該金額を当該合算した金額とする。

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第八十七条の七(後段を除く。)の規定により算定される金額を、前項第一号の規定による金額を算定する場合における障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする)より少ないときは、当該金額を当該合算した金額とする。

に規条第正年十平三よ定の九法改六成項一第条六十第則附		行施すに長法組共務家の正規に付する関期の合濟員公國前改による法規定第正年十平三よ定の九法改六成項一第条一十第	
		三十七年	
		四十一年	
		三七二平か四六二平まで月年十成ら月年十 六九〇九・	
2 号一第一項一第一條八十二第 給する特例年金給付の額について平成十六年改正法附則第二十五条の二の規定により読み替えたときは、当該改定後 の額)		新国民年金法第二十七七十七万二千八百円	
3 平成二十六年四月以後の月分の存続組合が支給する特例年金給付のうち法第八十七条の四に規定により支給を停止する金額は、当該公務等による障害共済年金の算定の基礎となつた同条の平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分之十九（その受給者の同条の公務等傷病による障害の程度が同条の障害等級の一級に該当する場合にあっては、百分の二十八・五）に相当する金額に〇・九六一を乗じて得た金額とする。		3 平成二十六年四月以後の月分の存続組合が支給する特例年金給付のうち法第八十七条の四に規定により支給を停止する金額は、当該公務等による障害共済年金の算定の基礎となつた同条の平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分之十九（その受給者の同条の公務等傷病による障害の程度が同条の障害等級の一級に該当する場合にあっては、百分の二十八・五）に相当する金額に〇・九六一を乗じて得た金額とする。	
4 平成二十六年四月以後の月分の存続組合が支給する特例年金給付の額について平成十六年改正法附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項の規定を適用する場合において、存続組合が支給する特例年金給付のうち法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金について改前年の平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた法第八十七条の四に規定する場合においては、同項中「乗じて得た金額」とあるのは、「乗じて得た金額に〇・九六一を乗じて得た金額」とする。		4 平成二十六年四月以後の月分の存続組合が支給する特例年金給付の額について平成十六年改正法附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項の規定を適用する場合において、存続組合が支給する特例年金給付のうち法第八十七条の四に規定する公務等による障害共済年金について改前年の平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「乗じて得た金額」とあるのは、「乗じて得た金額に〇・九六一を乗じて得た金額」とする。	
5 平成二十六年四月以後の月分の存続組合が支給する特例年金給付の額について平成十六年改正法附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項の規定により支給を停止する金額を改正前の平成九年経過措置政令第十二条第五項の規定により算定する場合においては、同項中「乗じて得た金額」とあるのは、「乗じて得た金額に〇・九六一を乗じて得た金額」とする。		5 平成二十六年四月以後の月分の存続組合が支給する特例年金給付の額について平成十六年改正法附則第二十五条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十五条第一項の規定により支給を停止する金額を改正前の平成九年経過措置政令第十二条第五項の規定により算定する場合においては、同項中「乗じて得た金額」とあるのは、「乗じて得た金額に〇・九六一を乗じて得た金額」とする。	
8 平成十九年四月以降の月分の存続組合が支給する特例年金給付（遺族特例年金給付に限る。）の額について平成十六年改正法附則第二十五条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「改正後の国共済法等の規定にかかるわらず、当該」とあるのは、「次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法第八十九条の規定により算定した金額を基礎として第		8 平成十九年四月以降の月分の存続組合が支給する特例年金給付（遺族特例年金給付に限る。）の額について平成十六年改正法附則第二十五条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「改正後の国共済法等の規定にかかるわらず、当該」とあるのは、「次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法第八十九条の規定により算定した金額を基礎として第	

第一項 平成十二年改正法附則第十五条の規定による組合員期間（離婚時のみなし組合員期間）	組合員期間（離婚時のみなし組合員期間（法第九十三条第十ニ項に規定する離婚時のみなし組合員期間））
第二項 平成十二年改正法附則第十一條の規定による組合員期間（離婚時のみなし組合員期間）	組合員期間（離婚時のみなし組合員期間（法第九十三条第十ニ項に規定する離婚時のみなし組合員期間））
第三項 平成十二年改正法附則第十五條の規定による組合員期間（離婚時のみなし組合員期間）	組合員期間（離婚時のみなし組合員期間（法第九十三条第十ニ項に規定する離婚時のみなし組合員期間））
第四項 平成十二年改正法附則第十一條の規定による組合員期間（離婚時のみなし組合員期間）	組合員期間（離婚時のみなし組合員期間（法第九十三条第十ニ項に規定する離婚時のみなし組合員期間））
第五項 平成十二年改正法附則第十五條の規定による組合員期間（離婚時のみなし組合員期間）	組合員期間（離婚時のみなし組合員期間（法第九十三条第十ニ項に規定する離婚時のみなし組合員期間））

第六号 附則（平成二五年七月三一日政令第六号）抄	附則（平成二七年九月三〇日政令第三四四号）抄
第七号 附則（平成二一年三月二七日政令第五八号）抄	附則（平成二一年三月三一日政令第七八号）抄
第八号 附則（平成二一年三月三一日政令第七八号）抄	附則（平成二一年三月三一日政令第七八号）抄
第九号 附則（平成二一年一月二八日政令第三一〇号）抄	附則（平成二一年一月二八日政令第三一〇号）抄
第十号 附則（平成二一年三月三一日政令第五八号）抄	附則（平成二一年三月三一日政令第五八号）抄

第十一条 附則（平成二三年三月三一日政令第五八号）抄	附則（平成二三年三月三一日政令第五八号）抄
第十二条 附則（平成二二年三月二六日政令第四二号）抄	附則（平成二二年三月二六日政令第四二号）抄
第十三条 附則（平成二二年三月二六日政令第四二号）抄	附則（平成二二年三月二六日政令第四二号）抄
第十四条 附則（平成二二年三月二六日政令第四二号）抄	附則（平成二二年三月二六日政令第四二号）抄
第十五条 附則（平成二二年三月二六日政令第四二号）抄	附則（平成二二年三月二六日政令第四二号）抄

第十六条 附則（平成二三年三月二四日政令第七三号）抄	附則（平成二三年三月二四日政令第七三号）抄
第十七条 附則（平成二六年三月二八日政令第八五号）抄	附則（平成二六年三月二八日政令第八五号）抄
第十八条 附則（平成二六年三月二八日政令第八五号）抄	附則（平成二六年三月二八日政令第八五号）抄
第十九条 附則（平成二六年三月二八日政令第八五号）抄	附則（平成二六年三月二八日政令第八五号）抄
第二十条 附則（平成二六年三月二八日政令第八五号）抄	附則（平成二六年三月二八日政令第八五号）抄

<p>附 則 (平成二十九年七月二十八日政令第二 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三一年四月五日政令第一四 (施行期日)</p> <p>六号 抄</p>	<p>第一条 この政令は、平成三十一年改正法の施行の日 (令和二年四月一日) から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年三月三一日政令第一三 (施行期日)</p> <p>八号 抄</p>	<p>第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年四月一五日政令第一四 (施行期日)</p> <p>四号</p>	<p>この政令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。</p> <p>附 則 (令和四年三月二十五日政令第一一 (施行期日)</p> <p>八号 抄</p>	<p>この政令は、令和二年四月一日から施行する。</p>
--	---	---	---	------------------------------

<p>第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。 (平成八年改正法による退職特例年金給付の支給の繰下げ等に関する経過措置)</p>	<p>第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。 (受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の平成八年改正法による退職特例年金給付の請求に関する経過措置)</p>	<p>第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。 (第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定は、この政令の施行の日 (以下「施行日」といふ。) の前日において、平成八年改正法附則第三十三条第五項第三号に規定する退職特例年金給付の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。</p>	<p>第一条 この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p>
--	--	---	---